

# むつ市災害廃棄物処理計画基礎資料構成案

## 目 次

第 1 章 本業務の目的 .....	1
1.1 本業務の目的と背景 .....	1
1.2 災害廃棄物処理計画と本業務の位置付け .....	2
第 2 章 基本的事項等 .....	3
2.1 対象とする災害 .....	3
2.2 対象とする災害廃棄物 .....	3
2.3 対象とする業務 .....	3
2.4 災害廃棄物処理の基本方針 .....	3
2.4.1 大規模災害ケース .....	3
2.4.2 中小規模災害ケース .....	3
第 3 章 災害廃棄物処理のための体制等 .....	3
3.1 組織体制 .....	3
3.2 情報連絡体制 .....	3
3.3 協力・支援体制 .....	3
3.4 一般廃棄物処理施設等の状況 .....	3
第 4 章 初動期の行動計画 .....	3
4.1 災害廃棄物処理の段階 .....	3
4.2 発災前後における各主体の行動 .....	3
第 5 章 想定する災害 .....	3
5.1 想定地震 .....	3
5.2 想定する建物被害及び災害廃棄物発生量等 .....	3
第 6 章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ .....	3
6.1 発生量・処理可能量 .....	3
6.2 処理スケジュール .....	3
6.3 処理フロー .....	3
第 7 章 災害廃棄物の処理方法等 .....	3
7.1 仮置場 .....	3
7.2 生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策 .....	3
7.3 損壊家屋等の解体・撤去 .....	3
7.4 有害廃棄物・その他処理が困難な廃棄物の対策 .....	3

第8章 避難所ごみ及びし尿の処理 .....	3
8.1 避難所ごみ .....	3
8.2 仮設トイレ等し尿処理 .....	3

## 資料編

### 資料編1 想定地震による災害廃棄物発生量の推計等

- 1.1 前提条件
- 1.2 災害廃棄物発生量の推計方法
- 1.3 災害廃棄物発生量の推計結果

### 資料編2 災害廃棄物処理に係る契約事務

- 2.1 契約事務の種類
- 2.2 契約事務に係る留意事項

# 第1章 本業務の目的

## 1.1 本業務の目的と背景

平成 26 年に閣議決定された「国土強靭化基本計画」等により、国土強靭化策の一環として災害廃棄物対策が位置づけられ、それを受けた環境省では「災害廃棄物対策指針」等を定め、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定推進を求めている。

自然災害は毎年のように発生し、近年は特に激甚化することが多く、自然災害に伴い発生する災害廃棄物への対策は地方公共団体共通の課題となっている。

東北地方架橋事務所では、平成 26 年度に、東日本大震災により発生した災害廃棄物処理に関する地方自治体等の知見や経験を体系的に整理するとともに、それらを地方公共団体と共有することによって、東北ブロックにおける災害廃棄物対策の検討に資すること等を目的として東北地方災害廃棄物連絡会を発足させ、検討結果を事例集としてとりまとめた。また、平成 29 年度にはこの連絡会を協議会に組織改編し、東北ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、今後一層の取組強化を図ることとしているところである。

本業務は、この取組強化の一環として、災害廃棄物処理計画を作成する地方公共団体を支援するモデル事業を実施するものであり、地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画作成の基礎資料整備のための各種調査の実施、計画の基となる骨子を作成することで、以下の諸点を主たる目的とした。

### ■本業務における主たる目的■

- (1) 東北ブロックにおける災害時の廃棄物処理の課題に着目した実効性の高い「災害廃棄物処理計画」の作成を図り、そのノウハウを東北地方災害廃棄物対策協議会構成員間で共有することにより、ブロック内の地方公共団体の災害廃棄物処理計画策定率の向上を図る一助とする。
- (2) 本業務は、対象となる地方公共団体等（以下「対象団体」という。）に対して、計画の策定からそれぞれの課題（広域連携や初動対応のルール化、災害協定の活用、災害廃棄物処理に係る BCP の検討など）に応じた災害廃棄物対策の検討等、幅広く対象として、本事業によって得られた情報等を活用することにより、地方公共団体が独自に効率的に災害廃棄物処理計画の策定や見直しが可能となるよう、課題の抽出や情報の整理を目指す。
- (3) 今後の災害廃棄物処理計画策定など、災害廃棄物対策を進める他の地方公共団体の参考となるよう、本業務で得られた知見をモデル事業対象団体以外の東北ブロックの地方公共団体にも共有する。

## 1.2 災害廃棄物処理計画と本業務の位置付け

災害廃棄物処理計画は、国が示した「災害廃棄物対策指針」（環境省環境再生・資源循局灾害、平成30年3月）や「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」（環境省東北地方環境事務所、平成30年3月）等、大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する最新の知見を踏まえ、「むつ市地域防災計画」と「青森県地域防災計画」との整合を図り、市の地域特性等を勘案し、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等をとりまとめるものである。

本業務は、むつ市が災害廃棄物処理計画を作成するために必要な基礎資料整備のための各種調査の実施、計画の基となる骨子を作成するものである。

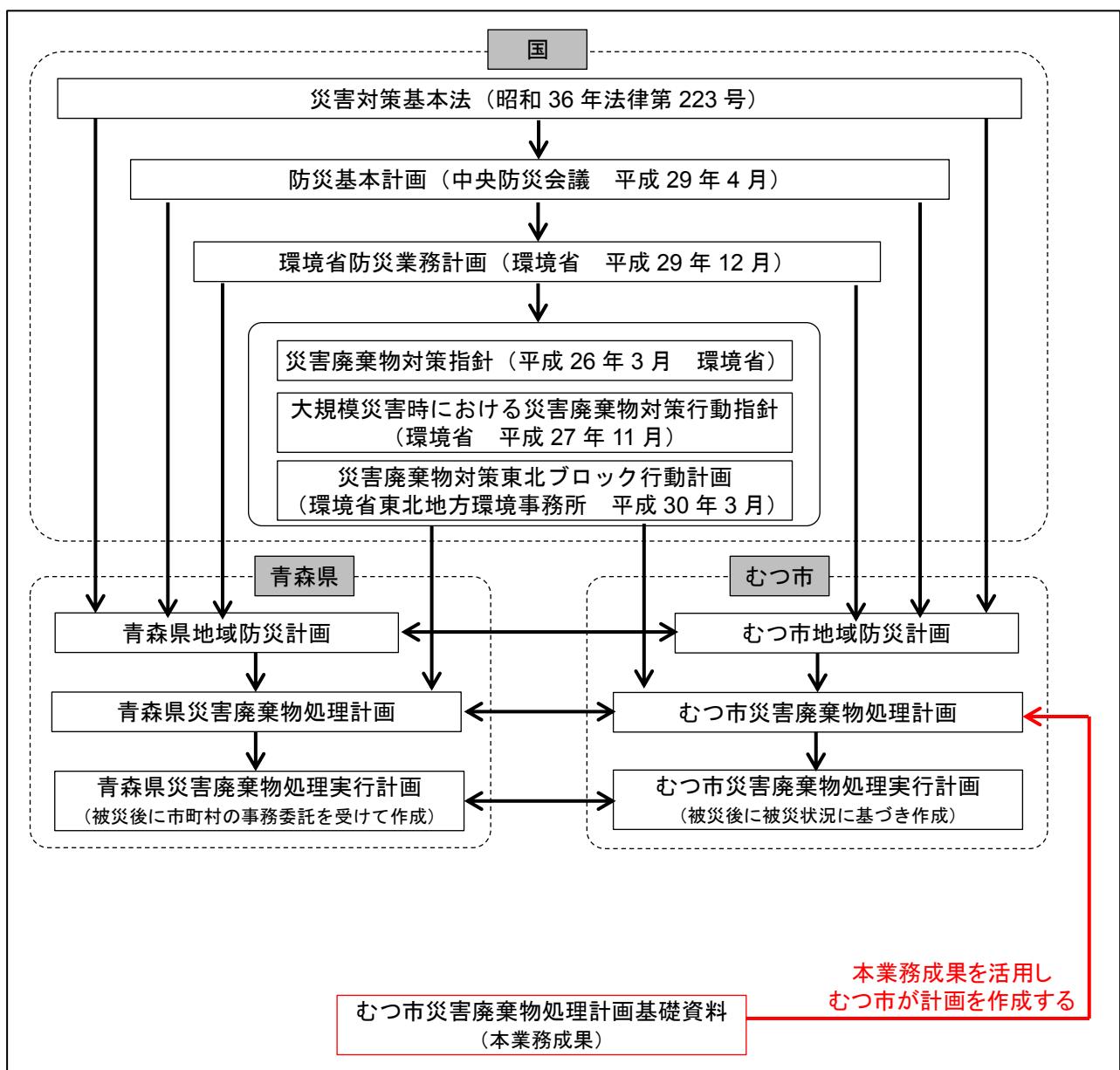


図1 災害廃棄物処理計画と本業務の位置付け

## **第2章 基本的事項等**

- 2.1 対象とする災害
- 2.2 対象とする災害廃棄物
- 2.3 対象とする業務
- 2.4 災害廃棄物処理の基本方針
  - 2.4.1 大規模災害ケース
  - 2.4.2 中小規模災害ケース

## **第3章 災害廃棄物処理のための体制等**

- 3.1 組織体制
- 3.2 情報連絡体制
- 3.3 協力・支援体制
- 3.4 一般廃棄物処理施設等の状況

## **第4章 初動期の行動計画**

- 4.1 災害廃棄物処理の段階
- 4.2 発災前後における各主体の行動

## **第5章 想定する災害**

- 5.1 想定地震
- 5.2 想定する建物被害及び災害廃棄物発生量等

## **第6章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ**

- 6.1 発生量・処理可能量
- 6.2 処理スケジュール
- 6.3 処理フロー

## **第7章 災害廃棄物の処理方法等**

- 7.1 仮置場
- 7.2 生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策
- 7.3 損壊家屋等の解体・撤去
- 7.4 有害廃棄物・その他処理が困難な廃棄物の対策

## **第8章 避難所ごみ及びし尿の処理**

- 8.1 避難所ごみ
- 8.2 仮設トイレ等し尿処理

**資料編**

**資料編 1 想定地震による災害廃棄物発生量の推計等**

- 1.1 前提条件
- 1.2 災害廃棄物発生量の推計方法
- 1.3 災害廃棄物発生量の推計結果

**資料編 2 災害廃棄物処理に係る契約事務**

- 2.1 契約事務の種類
- 2.2 契約事務に係る留意事項